

○ 通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号） （抄）

（絶対的欠格事由）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの
- 二 （略）

（試験）

第五条 第三条の試験は、左の科目について行う。

- 一 外国語
- 二 日本地理
- 三 日本歴史
- 四 産業、経済、政治及び文化に関する一般常識
- 五 （略）

2 （略）

（試験事務の代行）

第五条の二 （略）

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により機構に試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、国土交通大臣は、試験事務を行わないものとする。

3 （略）

（試験事務規程）

第五条の三 機構は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 試験事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、機構に対し、その変更を命ずることができる。

（試験委員）

第五条の四 (略)

- 2 機構は、試験委員を選任しようとするときは、国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。
- 3 機構は、試験委員を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、試験委員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適當な行為をしたときは、機構に対し、試験委員の解任を命ずることができる。

（秘密保持義務等）

第五条の五 試験事務に従事する機構の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に規定する機構の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 前項の規定により刑法第九十七条第一項、第九十七条の二、第九十七条の三、第九十七条の五又は第九十八条の規定の適用がある場合において、独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第八十一号）第十四条及び第十五条の規定は、適用しない。

（不正受験者の処分）

第六条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の者に対しては、三年以内において期間を定め、試験を受けさせないことができる。

3 機構は、試験事務の実施に關し第一項に規定する国土交通大臣の職権を行うことができる。

（機構がした処分に係る審査請求）

第六条の二 機構が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為については、国土交通大臣に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号） (抄)

（収賄、受託収賄及び事前収賄）

第九十七条 公務員が、その職務に關し、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

2 (略)

（第三者供賄）

第九十七條の二 公務員が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(加重収賄及び事後収賄)

第九十七條の三 公務員が前二條の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 公務員が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

3 公務員であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(没収及び追徴)

第九十七條の五 犯人又は情を知つた第三者が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄)

第九十八條 第九十七條から第九十七條の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

○ 独立行政法人国際観光振興機構法 (平成十四年法律第八十一号) (抄)

(機構の目的)

第三條 独立行政法人国際観光振興機構 (以下「機構」という。)は、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。

第十四條 機構の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十五條 前條第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

○ 行政手続法 (平成五年法律第八十八号) (抄)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 (略)

○ 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「外客来訪促進地域」とは、我が国固有の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する観光資源を有する観光地及び宿泊拠点地区が存在し、かつ、それらを結ぶ観光経路の設定により外国人観光旅客の来訪を促進する地域をいう。

2 この法律において「宿泊拠点地区」とは、外国人観光旅客の宿泊の拠点となる地区をいう。

（基本方針）

第三条 (略)

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝に関する事項

三 外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化に関する事項

四 通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事項

五 (略)

3 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（外客来訪促進計画）

第四条 都道府県は、単独で又は共同して、次に掲げる事項について、当該都道府県内の外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（以下「外客来訪促進計画」という。）を定めることができる。

- 一 外客来訪促進地域の区域
- 二 宿泊拠点地区の区域
- 三 外客来訪促進地域における観光経路
- 四 外国人観光旅客に対する案内施設の整備の方針
- 五 我が国固有の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する施設であつて宿泊拠点地区においてその整備を図ることが適当と認められる施設として国土交通省令で定めるもの（以下この号において「特定施設」という。）の整備を図る場合にあつては、特定施設の種類、位置、規模その他必要な事項

#### 六（略）

2 都道府県は、外客来訪促進計画を定めようとするときは、国土交通大臣の同意を得なければならない。

3 国土交通大臣は、外客来訪促進計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

- 一 その外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域（以下この項において「計画地域」という。）への外国人観光旅客の来訪が、我が国に対する理解の増進に資するものであること。

二 その外客来訪促進計画に係る宿泊拠点地区が、国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第七条第一項の登録ホテル、同法第十八条第二項の登録旅館その他の外国人観光旅客の利用に適する宿泊施設を相当数有し、外国人観光旅客の宿泊の拠点として適当なものであること。

三 計画地域における観光経路が、外国人観光旅客の旅行に適するものであること。

四 計画地域の海外における宣伝の適切な実施及び当該宣伝の実施による外国人観光旅客の来訪の促進が見込まれるものであること。

五 その他その外客来訪促進計画を実施することが計画地域への外国人観光旅客の来訪の促進に資すると認められるものであること。

4 都道府県は、第二項の規定により国土交通大臣の同意を得ようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

5 都道府県は、外客来訪促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 都道府県は、外客来訪促進計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の同意を得なければならない。この場合においては、前三項の規定を準用する。

#### （共通乗車船券）

第七条 運送事業者は、外国人観光旅客を対象とする共通乗車船券（二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。以下同じ。）に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。

(旅行に要する費用の低廉化に資するための措置)

第八条 機構は、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化に資するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 外国人観光旅客を対象とする共通乗車船券及び外国人観光旅客が低廉な料金で利用することができる宿泊施設、食事施設その他の観光に関する施設(次号において「観光関係施設」という。)に関する情報の提供

二 外国人観光旅客が運送機関又は観光関係施設を利用する際に提示することにより当該利用に係る運賃又は料金の割引を受けることができる証票に関する情報の提供、助言その他の措置

(接遇の向上を図るための措置)

第九条 機構は、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図るため、地方公共団体その他の者に対し、観光案内に関する助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

○ 民法(明治二十九年法律第八十九号) (抄)

(公益法人の設立)

第三十四条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

○ 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

○ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）（抄）

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
- イ 一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- ロ・ハ （略）

二 （略）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 （略）

2 （略）

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

4・5 （略）

（事業計画の変更）

第十五条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項、第四項及び次条第一項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、営業所の名称その他国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2 （略）

3 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 （略）

（運行計画）

第十五条の三 （略）

2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、運行計画の変更（次項に規定するものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 (略)

○ 海上運送法（昭和二十四年六月一日法律第八十七号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2~4 (略)

5 この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「特定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいう。

6~11 (略)

(運賃及び料金)

第八条 一般旅客定期航路事業を営む者（以下「一般旅客定期航路事業者」という。）は、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金を定め、国土交通省令の定める手続により、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2~5 (略)

(船舶運航計画の変更)

第十一条の二 一般旅客定期航路事業者がその船舶運航計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2 一般旅客定期航路事業者が指定区間に係るその船舶運航計画を変更しようとするときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

3・4 (略)

(貨物定期航路事業の届出)

第十九条の五 貨物定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日の十日前（人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者にあつては、三十日前）までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

2 (略)

(不定期航路事業の届出)

第二十条 (略)

2 人の運送をする不定期航路事業(第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業を除く。次条において同じ。)を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、その事業の開始の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

3 (略)

○ 地方財政法(昭和二十三年法律第九号) (抄)

(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合

二 出資金及び貸付け金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)

三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合

四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)  
。及び公用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合

○ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号) (抄)

(旅客の運賃及び料金)

第十六条 (略)

2 (略)

3 鉄道運送事業者は、第一項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(旅客の運賃)

第三十六条 索道事業者は、旅客の運賃（国土交通省令で定める種類の索道に係るものを除く。）を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

○ 軌道法（大正十年法律第七十六号）（抄）

第十一条（略）

② 前項ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ヲ定メントスルトキハ国土交通大臣ニ届出ツベシ

③（略）

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

(運賃及び料金)

第五十条 本邦航空運送事業者は、旅客及び貨物（国際航空運送事業に係る郵便物を除く。第三項において同じ。）の運賃及び料金を定め、あらかじめ

、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

254 (略)

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（都道府県知事の事務）

第三十条の七（略）

2（略）

3 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報（第三十条の五第一項の規定に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）を提供するものとする。

4～10（略）

（都道府県における本人確認情報等の利用）

第三十条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。

- 一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。
- 二 条例で定める事務を遂行するとき。
- 三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
- 四 統計資料の作成を行うとき。

2～4（略）

○ 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）（抄）

（国際会議等の開催の円滑化を図るための措置）

第九条 機構は、国際会議観光都市において開催される国土交通省令で定める国際会議等の開催の円滑化を図るため、寄附金を募集し、及び当該国際会議等を主催する者であつてその開催に要する資金の援助を必要とするものに対し、交付金を交付するよう努めなければならない。

2（略）

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（任務）

第三条 国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の総合的な整備、交通政策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。